

私たちの施設は、「福祉サービス第三者評価」を活用して、利用者サービス向上のために常に努力しています。

「福祉サービス第三者評価」を踏まえたサービス改善計画・実施状況

施設名	きね川福祉作業所		施設番号	44-0059
項目	評価結果(さらなる改善が望まれる点) (令和1年度)	改善計画 (令和1年度末時点)	実施状況 (令和2年10月時点)	
職員の補充による職員協働体制の回復	事業所では、非常勤職員を正規職員に配置転換し非常勤職員の採用に努めるなど、人材の確保に力を入れているものの、依然として不足感がある。一方で、職員全員が参加する夕礼や職員会議があり、職員全体での合意形成と情報が偏りなく共有される環境が特徴にある。職員の補充による適切な人員体制により、職員の業務量の調整と緩和、職員の疲弊感の解消につなげるとともに、事業所の特徴を活かして、職員間でより円滑に協働できる環境への回復やストレスマネジメントの強化を期待したい。	人事異動により、経験年数の多い職員の転出及び経験年数の少ない職員の転入により、更なる職員集団の活性化及び人材育成を行います。 新しい人員体制でフロア別の支援体制から全体支援体制へ移行し、職員チームワークの向上及びマンパワーの効率化を図ります。	経験年数の多い先輩職員の欠けた分、残っている職員が主体的に行動し、かなり成長してきた。また、転入してきた職員の育成もスムーズで、支援スキルも一定レベルまで身につけてきました。また、フロアの作業活動運営も経験年数の多い職員からの指示でなされていたが、それぞれの職員の日々の仕事の活動内容を明確化し、 quantityと責任を明確化して業務量の調整を行った。これにより、組織としての風通しも良くなりました。さらに、日々の職員打ち合わせも全体で行う時間を設け、全体の情報共有が進み、チームワークが向上した。フロア別に受注していた作業も一本化し、職員、利用者の行き来も活性化し、これらのことから作業レパートリーが増え工賃向上が見られる利用者が出てくるなど利用者支援も向上してきています。	
生活介護事業の準備	事業所では、区全体の就労継続B型利用希望者の減少や現利用者の高齢化を受け、中期事業計画に基づき、令和6年度からの生活介護との多機能型事業所の展開を計画している。生活介護事業での送迎サービスの実施に向けて、区との交渉のもと、玄関前の門の改修を計画的に進めている。しかしながら、建物内部のバリアフリー環境の整備を進めていく必要があるものの、具体的な青写真がまだ示されておらず、生活介護事業運営上の看護師の人員配置や職員の専門性の向上などと併せて、今後の着実な計画策定と実施が期待されている。	葛飾区の新しい補助金制度が確定したので、これに有利な運営を考慮し、令和6年度までに、生活介護事業を開始する事とします。また送迎サービスも合わせて行うこととします。 なお、門扉改修については、現在も車両の出入りに困難を感じているところであり、独自の財源で次年度以降に実施する予定です。	門扉改修工事については、葛飾区と協議したものの空調機の老朽化にともなう不具合が頻発し取替え工事を優先したため計画が延期となりました。葛飾区の補助金を財源に6月に空調機工事が完了し、無事に夏を乗り越えることができました。葛飾区の財源も厳しく、門扉改修工事の補助金は利用できないという結論であり、次年度以降に自己財源でこの工事を実施することとします。なお、建物内のバリアフリー化については、建物の老朽化にともない建て替えの時期も近づいているので、財源の有効活用の中で、今すぐ実施すべきか検討を要するところです。また、マンパワーの課題は今後、計画的に進めていきたいと考えております。	
利用者対応向上策の活性化	事業所職員は法人が行う虐待防止研修に参加し利用者の人権や尊厳の観点から支援を振り返り、個人の行動計画や事業所が取り組むべきことに落とし込んでいます。事業所内で全職員が業務振り返りチェックを行った結果、利用者への丁寧な対応や言葉遣いをもう1度全員で共有化する必要性を感じたため、虐待防止委員が今年度の虐待防止研修の議題としグループ討議で改善を模索する予定だったが実現できなかった。職員が自己点検の活性化を期待したい。	利用者接遇の向上については、例年、全職員が自身の業務振り返りチェックを年間3回程度実施し、この中からテーマを選んでグループ討議を実施しています。しかし、チェックをしても毎回、いくつかの項目で△印があります。今年度は、望ましい支援を頭でわかっている、△印がついた項目をなぜ自信を持ってクリヤーできないのか、全職員参加で議論し掘り下げていきます。	とあるインシデントから、担当者のシエル分析の全体共有化だけで終わらせることをせずに、全職員で「望ましい支援」、「望ましくない支援」について、KJ法によりまとめ、その後、職員1人ひとりの心的体験の語りを行います。そこから、掘り下げていく予定です。	

※この様式は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱」等の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価(又は利用者に対する調査)の結果は、施設において公表しているほか、「とうきょう福祉ナビゲーション」によりインターネットでも閲覧できます。